

社会福祉法人の社会貢献活動

青森しあわせ ネットワーク

青森県内の社会福祉法人が連携して制度の狭間の課題を解決します。
地域でお困りの方、周囲で気になることがある方は
お近くの社会福祉法人にご相談ください。



みんな



気軽に相談してね



しあわせ

リンク等案内

参加社会福祉法人の詳しい内容については
青森県社会福祉協議会ホームページ
「福祉ネットあおもり」
<http://aosyakyo.or.jp/>
のトップページから参照ください。

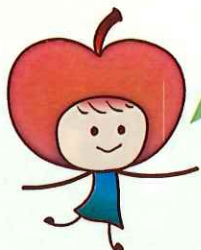


SCAN!
ME!

連絡先

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
社会貢献活動推進室
〒030-0822
青森市中央3丁目20番30号
県民福祉プラザ2階
TEL：017-723-1391
FAX：017-723-1394





社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」では、経済的援助や食糧等の提供、就労・社会参加活動の提供等によりあなたの「困った」課題に対し、具体的に解決を図っていきます。

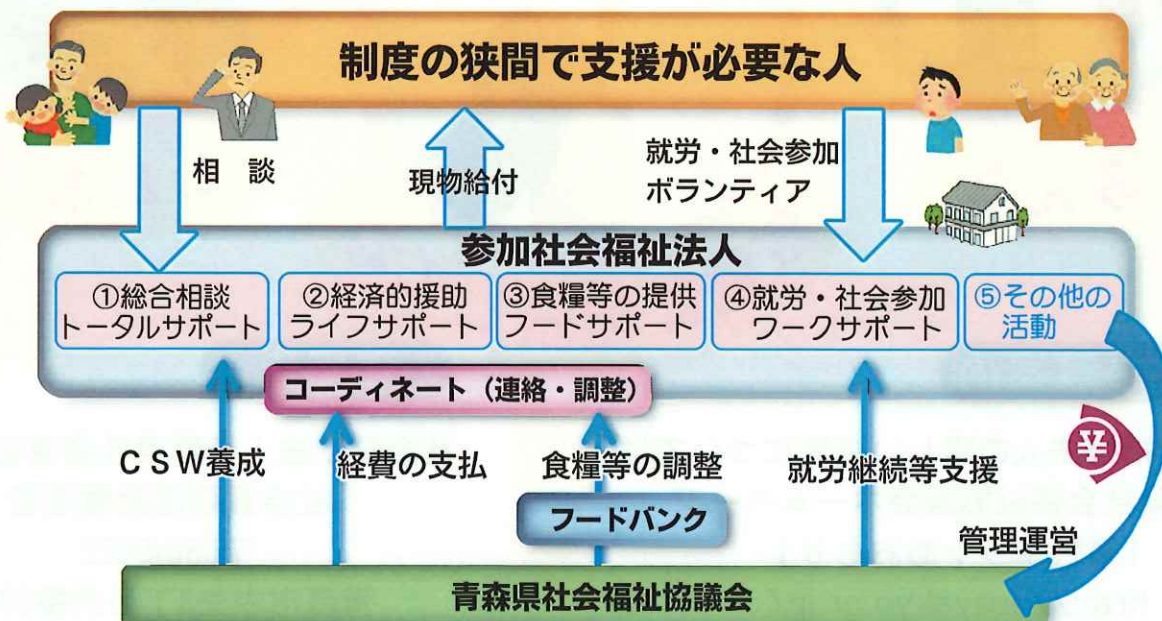
NO	活 動	内 容
①	総合相談 (トータルサポート)	制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。
②	経済的援助 (ライフサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行います。
③	食糧等の提供 (フードサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等を備蓄し、必要に応じて提供を行います。
④	就労体験・社会参加活動の提供 (ワークサポート)	就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、社会福祉法人の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供します。
⑤	その他	既存の制度やサービスでは対応できない新たな課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行います。

青森しあわせネットワーク

青森県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期把握と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。
この活動は、社会福祉法人からの会費により支えられています。



※この活動に参画している社会福祉協議会・社会福祉法人施設では、上記のポスターを掲示しています。



- 参加社会福祉法人及び活動の周知
- 情報提供・マニュアル等の整備、研修の実施
- 協議の場の運営

青森しあわせネットワークは あなたの「困った」にすぐに「解決」を図っています

Aさん（20代 男性）

妻と子ども2人 経済的困窮

個人事業主として起業したがうまくいかず、家賃滞納になってしまい引っ越し。就労を考えており、車が必要なため生活保護は受けられない。就労が決まるまでアルバイトなどを考えているが、現在の所持金が少なく困っている。



ライフサポートにて、数日分の食料品のほか、子ども用の衣類、おむつや、洗剤、生活用品などの現物支給と、保育園の入園面接や本人の就労面接の際にかかるガソリン代費用の支援を行いました。

Bさん（50代 男性）

独居 生活保護受給中

住んでいるアパートが全焼し、公民館へ避難。
急な状況で食べる物がないため支援してほしい。



フードサポートにて4日分の食料を現物支給しました。

Bさんの部屋は幸い燃えることなく済み、緊急の食糧支援のみでした。しあわせネットワークではこうした緊急の支援にも比較的早い対応が可能です。

Cさん（60代 女性）

独居 生活保護受給中

同居して母親の介護をしていたが、母親の施設入居を機に一人でアパートへ転居。いままで定職についたことがなく、資格等もないため就職に不安がある。母親の介護から介護職への興味があり、体験してみたい。



ワークサポートにて受入施設の見学を実施。スケジュールを相談し、まずは2～3時間から施設での体験を始めました。

最初は緊張や不安も感じられていましたが、職員や利用者の方との交流もあって、楽しみながら一所懸命に取り組んでいました。

～2024.3.31

青森県内の1,909世帯へ40,811,537円分の支援を行っています。

青森県内の10代～50代の男女68人が延べ1146日間、職業体験を行いました。



即対応!

書類不要!

いま!
困っている人!

青森しあわせネットワークに相談!!

①相談受付

お話を伺います

本人や家族のほか、関係機関（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、病院、社会福祉施設等）からの相談も受付します。

②課題の整理

③既存制度 適用の検討

④経済的援助 の必要性

⑤継続的支援 (つなぎ)

支援する法人と
一緒に課題解決!

相談内容、生活状況等、本人の希望を把握します。関係機関からの紹介の場合には、これまでの対応や状況を確認します。また、必要に応じて、本人の住まいなどを訪問して状況把握します。

既存の制度（生活保護制度等）や福祉サービス（介護保険等）のほか、ボランティア活動などのインフォーマルな資源の活用を検討します。

経済的援助（ライフサポート）が必要かどうかを検討します。生活困窮などの緊急を要する場合は、食材等の提供（現物給付）等を行います。
現金での援助は行いません。返済の必要はありません。

継続的な
相談・支援・見守り

課題解決や自立を目標に、関係機関と連携し継続的な相談・支援や見守りを行います。



社会福祉法人とは?

社会福祉法人（社会福祉施設、社会福祉協議会など）は、社会福祉法に基づき、高齢者の介護、障害児・者への各種支援、児童の保育や子育て支援、虐待を受けている人へのケアなど、さまざまな福祉サービスの提供や活動を行うことを目的に設立された、民間の非営利法人です。

社会福祉法人の特性

公益性

地域社会のために活動する

非営利性

利益を目的としない

安定性

安心して相談・利用できる

このパンフレットは、社会福祉法人至誠会 公益事業 誠幸園 印刷指導所で作成されています。

当事業所は、身体上又は精神上社会適応能力の向上を目指し、印刷作業を通して、基本的な知識と技術を修得し、勤労意欲の向上と身体機能の減退防止を図り、社会性と自立性を育てる公益事業所です。

